

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

平成30年度第5回総会 次第

日 時：平成31年3月29日(金)10:30～

場 所：JA福島ビル8階802会議室

1．開 会

2．あいさつ

3．議長選出

4．議事録署名人および書記任命

5．報告事項

報告第1号 水田農業をめぐる情勢について

6．議 題

議案第1号 平成31年度事業計画(案)について

議案第2号 平成31年度収支予算(案)について

議案第3号 平成31年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

議案第4号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

議案第5号 事務手続き等に関する付帯決議(案)について

7．その他

8．閉 会

平成31年度事業計画（案）

1. 水田農業をとりまく情勢

- (1) 東日本大震災及び原子力発電所事故から8年が経過し、生産農家をはじめ、多くの関係者が一体となって取り組んできた除染作業や吸収抑制対策の成果により、水稻の作付再開がすすむとともに、30年産米においても全量全袋検査による基準値超過件数がゼロとなるなど、本県水田農業の復興に向けた環境は整いつつある。
- (2) 30年産は米政策の見直し初年度であり、国による生産数量目標の配分および米の直接支払交付金が廃止された。これに対応し、県推進会議として「生産数量(面積)の目安」を策定し、地域農業再生協議会に提示し、29年産米で到達した米価・所得の維持・向上に向け、その時々需給環境や需要動向を的確にとらえ、農地集積・担い手確保も含め地域農業再生協議会単位での「需要に応じた米生産」を実効あるものとするを旨とした取り組みを展開した。
- (3) 30年産米の作付は、全国的に27・28・29年産と3年連続で生産数量目標の深掘りを達成し、需給環境が改善され生産者手取りが向上したことを背景として、全国的に飼料用米・備蓄米から主食用米への揺り戻しが顕著にすすみ、主食用作付面積は前年産を+16,000ha上回る結果となった。福島県においても主食用米作付面積は前年産を+1,300ha上回り、「生産数量(面積)の目安」対比では+1,900ha上回る結果となった。
- (4) しかしながら、全国作況が「98」のやや不良となったため、生産量は国が示した必要生産量735万トンを下回る結果となり、米価は全国・福島ともに29年産米を若干上回る水準で推移している。福島県においても県全体の作況は「101」の平年並みと公表されたが、地域ごとに収穫量のばらつきが大きく、生産実態からみた作況指数への違和感の声が多く出された年となった。
- (5) 31年産米においても、主食用米の作付増加傾向は続いており、主食用米の作付面積が減少せず、作柄が平年並みであれば需給環境は急激に緩和することが想定されるが、需給環境が的確に生産者に伝達されておらず、2年目となる「生産数量(面積)の目安」にもとづく「需要に応じた米生産」の実現が危ぶまれる状況にある。このままでは全算入生産費をカバーしつつある現在の生産者手取りが減少することも想定され、米政策の見直し2年目にして正念場を迎えている状況にある。現在、備蓄米を中心として「需要に応じた米生産」を推進しているが、31年2月時点の主食用米の作付面積は30年産を上回る趨勢にあり、地域農業再生協議会・方針作成者等に対し、更なる推進が必要な状況にある。

2. 基本方針

- (1) これまでの取り組みを一層強化し、備蓄米の生産拡大・定着化、飼料用米多収品種の生産拡大・本作化など「水田フル活用」の取り組みを徹底させ、29年産で到達した米価・所得の維持・向上を実現する。
- (2) とりわけ地域の関係者が一体となり、「需要に応じた米生産」にとどまらず、園芸作物や大豆・麦等の拡大もふくめて水田農業の将来像を描き、収入拡大・コスト削減による所得向上に取り組む。このため、水田農業にかかる適切な情報提供や経営所得安定対策等の加入促進をはかる。
- (3) 担い手の育成・確保や農地集積・耕作放棄地の解消の促進等を通し、本県水田農業の振興と地域農業の復興再生を促進する。

3. 重点推進事項

- (1) 現状の課題をふまえた実効ある「水田フル活用ビジョン」の策定・実践
- (2) 「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進
- (3) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (4) 「60kg 当たり価格」から「10a 当たり収入」への意識転換の促進
- (5) 多収品種による備蓄米の生産拡大・定着化の促進
- (6) 方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進
- (7) 多収品種を主体とする飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減
- (8) 加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大
- (9) 水田農業をめぐる適切な情報提供の実施
- (10) 担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進

4. 事業計画

事業内容	事業計画	実施時期
現状の課題をふまえた実効ある「水田フル活用ビジョン」の策定・実践	県及び地域農業再生協議会の「水田フル活用ビジョン」の策定・実践支援	31年4月 ～32年3月
「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進	「需要に応じた米生産」達成へ向けた「制度別・用途別作付計画」策定・実践支援および重点地域農業再生協議会への推進	31年4月～6月
経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進	地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策等への加入促進への支援	31年4月～6月
	営農計画書一体化様式の作成・配付	32年1月～3月

議案第1号

事業内容	事業計画	実施時期
「60kg 当たり価格」から「10a 当たり収入」への意識転換の促進	あらゆる機会を活用して趣旨を徹底	31年4月 ～32年3月
多収品種による備蓄米の生産拡大と定着化の促進	国・地域農業再生協議会および方針作成者等と一体となった推進展開	31年4月～6月
方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進	方針作成者等との意見交換等の実施	31年4月～6月
多収品種を主体とする飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減	飼料用米多収品種「ふくひびき」等の生産拡大推進	31年4月 ～32年3月
	産地交付金県域枠活用による多収品種による本作化・大規模化の推進	31年4月～6月
加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大	地域農業再生協議会、方針作成者との協議にもとづく推進	31年4月～6月
水田農業をめぐる適切な情報提供の実施	広報等によるタイムリーな情報提供	31年4月 ～32年3月
	地域農業再生協議会を対象とする会議の適宜開催	31年4月 ～32年3月
担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進	担い手育成総合支援協議会及び耕作放棄地対策協議会と連携した、集落営農及び担い手経営体の育成・支援	31年4月 ～32年3月
	農地集積及び耕作放棄地の解消の促進	

以上

平成31年度収支予算(案)

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

1. 収入の部

(単位:千円)

科 目		31年度	30年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	12,125	13,000	875	
2 負担金	1 負担金	2,000	2,200	200	県 1,000 中央会 1,000
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000	1,000	0	
合 計(A)		15,125	16,200	1,075	

2. 支出の部

(単位:千円)

科 目		31年度	30年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 管理費	1 一般管理費	15,125	16,200	1,075	
合 計(B)		15,125	16,200	1,075	

3. 差引残高(A - B)

0千円

平成31年度負担金の賦課及び徴収方法（案）

1．福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

（1）福島県 2分の1

（2）福島県農業協同組合中央会 2分の1

2．1．で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

以上

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が2分の1、中央会が2分の1とする。

（その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

事務手続き等に関する付帯決議（案）

平成31年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1．東北農政局長等の承認に係る申請に関すること。（申請等の字句等の修正に関することを含む。）
- 2．会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関すること。

以上